

総合資源エネルギー調査会 電気料金審査専門委員会 第3回廃炉に係る会計制度検証  
ワーキンググループ

日時：平成 26 年 11 月 25 日（火）10 時～11 時 30 分

場所：経済産業省本館 17 階 国際会議室

【出席者】

＜委員＞

山内座長、辰巳委員、辻山委員、永田委員、松村委員、圓尾委員

＜説明者＞

関西電力株式会社 豊松代表取締役副社長執行役員 原子力事業本部長

＜経済産業省＞

多田電力・ガス事業部長、村瀬電力・ガス事業部政策課長、山崎電力市場整備課長、  
畠山原子力政策課長、曳野電力・ガス事業部政策課企画官、神崎電力・ガス改革推進  
室企画官、齊藤原子力政策課課長補佐

【主な意見】

1. 廃炉費用について

- ・ これまで、廃炉については、トータルのコストを見積もって、その分を料金回収してきたわけだが、そのトータルのコストが想定より上振れた部分の扱いについては、今回のワーキンググループでの議論の対象外だと理解。廃炉費用については、急に増加することとなれば、消費者に対する不信感に繋がってしまうことにもなるため、上振れる可能性があることも踏まえ、その費用は幅をもって計算すべきであると、以前、別の場で電気事業者に対して指摘したが、幅を持った推計がなされなかった。当時から、安全基準が厳しくなることも予見可能であったはずで、料金の議論になったら廃炉費用が上振れし得るというという議論がなされても納得はできず、安易に回収を認めることは適切ではない。
  - ・ 廃炉が進まず解体引当金を取り崩されない場合は、事業者内部留保がたまっていくこととなるが、それでいいのか。
- ⇒ 解体引当金については、原子力発電の解体に要する費用をあらかじめ引き当てておくものであり、廃炉が遅れば、取り崩しも遅れるという関係になる。

2. 会計制度について

- ・ 昨年、制度措置された廃止措置資産だが、基本的には、廃炉した後においても引き続き役割を果たすということで、廃炉も電気事業の一環という考えに基づき、資産性があるということで整理された。今回は、発電中にのみに使用する資産を

どのように償却していくのが論点。

- ・ 今後、電気料金の自由化が進み、事業環境が変わってくる中、廃炉を円滑に進めていく観点から、どのように制度措置していくか。自由化の中で料金回収の確実性が変わってくるのであれば、会計上の測定も変わっていく。自由化されていく中で、回収の確実性をどのように担保していくかが重要なポイント。
- ・ 昨年、制度措置した廃止措置資産は、費用性資産であった。今回は、回収可能性資産という考え方をとることによって、資産性を認めるということなのかなと思う。電気事業会計規則の中で、いかに安定的に定着させていくのが重要。客観性と透明性を図ることも重要。
- ・ 廃炉を円滑に行っていく中において、会計がネックとなってはならない。会計は、目的があって設定されるものであり、廃炉を円滑に行っていくために、会計はどのようにあるべきかという視点で考えることが重要。
- ・ 減損会計の精神は、当該資産について、将来費用回収できない場合に資産計上されていることは適切ではないという考えの下、回収に疑義があれば資産価値を引き下げるというものである。その考えにおいて重要なことは、減損判定する際の資産のグルーピングをどのように考えるかということ。例えば、鉄道事業のグルーピングの範囲は広い。原子力事業においても、廃炉決定をして直ちに減損ということではなく、広範囲なグルーピングでみていくなど、グルーピングを考えることが必要。
- ・ アメリカにおける、将来の電気料金で確実に回収することにより費用を資産化する仕組みについて教えて欲しい。
- ・ アメリカの会計基準においては、規制資産会計が導入されている。IFRS も暫定的措置としては存在している。他方、日本の一般会計基準においては、規制資産会計の導入について議論はされていない状況。政策的視点を踏まえ、どのように制度措置を行っていくのか議論が必要。

### 3. 電気料金との関係

- ・ 制度措置する際には、モラルハザードがおきないことを基軸にすることが必要。廃炉費用の上振れ分も全て制度措置ということとなると、最小限の安全投資でもよいというインセンティブが働いてしまうのではないか。回収方法については、これまで原子力からのメリットの享受者を特定するかどうかといった観点もあるが、原子力のビジネスを考えているのであれば、薄く広く回収ができる託送料金も選択肢としてはあると思う。
- ・ 制度措置の対象範囲については、核燃料については、再利用できる気もするので、全てを対象とするのかどうかは検証することが必要。
- ・ 自由化が進めば、倒産の可能性もあり、悪意のある事業者がいるかもしれないため、廃炉を進める事業者がこの世から消えても廃炉が出来るようにするために、会計だけではなく、資金回収の担保も必要。

- ・ 託送料金での回収については議論がある。会計はあくまでも表現であるが、料金で回収することを強く担保することで、費用の認識の仕方が変わってくる。託送回収かどうかは別として、広く薄くというのは、会計的には意味がある。
- ・ 託送料金で、薄く広く回収するというのは大きな発想の転換。このような話であれば会計上の手当を超える。原子力が、公益的電源ということであれば、（保有する）事業者のみが個々に利益を享受する電源ではないということであり、そうでなければ理解を得られない。
- ・ 自由化の下では、消費者は、原子力からの電気を使いたくない場合には使わないという選択もできるということであれば、薄く広く回収するということだと、消費者から納得されないのではないか。電源の差別化は重要なのではないか。

#### 4. その他

- ・ 本ワーキンググループでの議論は、廃炉に伴うコストの回収の議論のことだと理解しているが、廃炉の技術的なことについても一緒に考えていかなければならないのではないかと。コスト回収の結論が出ても、廃炉が技術的に進まないのでは意味がない。廃炉が進まないのに、財務面のみ措置することでもいいのか。
- ⇒ 廃炉の技術面についての議論を排除するわけではないが、財務・会計上の理由から事業者が廃炉判断を先送りするなど、廃炉が円滑に進展しない場合がおきないように、必要な制度措置を行うに際しての具体的検討が、議論の対象と考えている。（事務局）
- ・ 足下では7基の原発が40年運転制限に引っかかってくるということだが、今回の制度措置では、全部の原発が対象という理解でいいか。
- ⇒ 現下の対応は7基ということで、資料に記載したものであるが、それ以外の原発への適用を排除するものではない。（事務局）

以上